

## 東大阪市慰霊塔跡地における戦没者追悼碑建立業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「東大阪市慰霊塔跡地における戦没者追悼碑建立業務委託」に係る事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 業務概要

#### (1)業務名

東大阪市慰霊塔跡地における戦没者追悼碑建立業務

#### (2)業務内容

「東大阪市慰霊塔跡地における戦没者追悼碑建立業務仕様書」のとおり

#### (3)履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3. 見積上限額

10,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

### 5. スケジュール等

(1)スケジュール(以降に記載されている日付は、「令和8年」とする。)

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 公募開始        | <u>7月21日(火)</u> |
| 質問の締切       | <u>7月29日(水)</u> |
| 質問に対する回答    | <u>8月3日(月)</u>  |
| 参加申込書提出期限   | <u>8月7日(金)</u>  |
| 参加資格審査通知発送  | <u>8月12日(水)</u> |
| 企画提案書提出期限   | <u>8月20日(木)</u> |
| プレゼンテーション実施 | <u>8月28日(金)</u> |
| 審査結果通知発送    | <u>9月2日(水)</u>  |

#### (2)現地視察

現地視察を行いたい事業者は、7月21日(火)から7月24日(金)までの間に、「14. 事務局」に記載の担当者に連絡すること。現地視察日程は、7月21日(火)から7月29日(水)までの間のいずれかの日とする。

※連絡を受け付ける時間及び現地視察の対応時間は、いずれの場合も、10時から17時までの間とする。

※解体撤去工事中のため、視察を行うことができる範囲に制限がある。

※現地視察時には、業務に関する質疑については、受け付けない。

## 6. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (3) 東大阪市暴力団排除条例に基づく暴力団等に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (8) 東大阪市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、同項第 2 号に規定するその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)又は同項第 3 号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。
- (9) 過去 15 年以内に、企業又は団体から受注した同種の業務(自然石を使用した記念碑、モニュメント等の製作及び設置)の実績が 3 件以上あること。

## 7. 質問・回答

### (1) 提出方法

質問書(様式第 1 号)を電子メールに添付し提出すること。また、電話にて、メールの到着確認を行うこと。

### (2) 提出期限

7 月 29 日(水)17 時まで

### (3) 提出先

送付先メールアドレス：seifuku@city.higashiosaka.lg.jp

### (4) 回答方法

8 月 3 日(月)17 時までに質問を行った全ての事業者に、事業者名を伏せた上で、メールにて回答する。

## 8. 参加申込

本プロポーザルへの参加申込方法は次のとおりとする。

### (1) 提出期限

7月21日(火)から8月7日(金)まで

### (2) 提出書類

ア 参加申込書(様式第2号)

イ 誓約書(様式第2-2号)

ウ 業務実績表(委託事業契約書及び仕様書の写し・履行証明書の写し)(様式第3号)

参加表明後に辞退する場合は、「参加辞退届(様式第4号)」を提出すること。

※また、「会社パンフレット等の提案事業者の事業概要が分かる資料」(5部)もあわせて提出すること。

エ 納税証明書(過去2年間にわたり未納のないことの証明書)

#### 【市税】

東大阪市内の業者は納税課(市役所本庁舎3階)で発行する納税証明書

市外の業者(法人)は、法人市民税、固定資産税・都市計画税(償却資産分も含む)の各々の納税証明書

#### 【都道府県民税】

法人事業税、法人都道府県民税の納税証明書

#### 【国税】

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

### (3) 提出方法

「14. 事務局」に**持参又は郵送**すること。

持参の場合：土日祝日を除く開庁日の9時から17時まで

郵送の場合：配達記録を確認できる方法により送付すること。提出期限必着とする。

### (4) 参加資格審査通知書の発送

提出された資料等を確認し、8月12日(水)までに、参加資格審査通知書(様式第5号)を、参加申込書記載の担当者住所に、送付する。

## 9. 企画提案書類の作成、提出期日等

参加表明事業者は、次のとおり提案書類を提出すること。

### (1) 提出期限

8月12日(水)から8月20日(木)まで

### (2) 提出書類

ア 企画提案書(様式第6号)

「11. 審査方法及び評価基準 (2) 審査項目及び審査基準」の「項目の分類」中「基本項目」について、記載された内容であること。

「東大阪市慰霊塔跡地における戦没者追悼碑建立業務仕様書」の内容に沿った提案書とすること。

イ 事業スケジュール(※任意の様式)

現地での、設置作業だけでなく、石の調達等を含めた作業も記載すること。

令和9年3月31日までに、東大阪市(以下、「市」といいます。)が検収を終えることのできるスケジュールとすること。

ウ 参考図面(※任意の様式)

(ア)慰霊碑施行区域に係る設計図面

(イ)慰霊碑の完成予定図(イメージパース)

※正面図、平面図、側面図等を用いて、慰霊碑と周囲の空間等のイメージをわかりやすく記載した図とすること。

エ 事業費見積書(※任意の様式。ただし、費用の明細が記載されたものであること。)

オ その他市が必要と認める書類

(3)提出部数

正本 1 部

副本 9 部(副本中には、社名の、ロゴ等の提案事業者が特定できる標記を表示せず、該当部分がある場合は全て黒塗りする等の方法で確認できないようにすること。)

(4)提出方法

「14. 事務局」に**持参又は郵送**すること。

(5)受付時間等

持参の場合：土日祝日を除く開庁日の 9 時から 17 時まで

郵送の場合：配達記録を確認できる方法により送付すること。提出期限必着とする。

10. プレゼンテーション審査

提案に係るプレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

(1)実施日時

8月28日(金)

各提案者のプレゼンテーション開始時間については、個別に通知する。

(2)実施場所

東大阪市本庁舎 8 階 会議室

(3)説明時間

25 分以内(ただし、プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分以内とする。)

※プレゼンテーション時間が 15 分を超えた場合は、打ち切りとする。

(4)留意事項

プレゼンテーションは、事業者名を非公開として実施する。自らの法人名等を称さずにプレゼンテーションを行うこと。

(5)プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションにおいて、電子データを利用する場合は、市が用意したモニターを利用することができる。パソコン等の機器及び接続するケーブルについては、事業者において持参すること。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、変更、追加等は行わないこと。ただし、内容の省略によるページ数の変更及び構成の変更は可能とする。

## 11. 審査方法及び評価基準

審査は、提案書類の審査及びプレゼンテーションを実施した上で、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し実施する。審査員の評価点の合計が基準点(満点の 60%以上の点数とする。)以上となった応募事業者の内、評価点の合計点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募事業者が 1 者である場合は、評価点の合計が基準点以上であるときに限り、候補者となるものとする。( 2 )に示す審査項目の内、「安全性」又は「耐性及び維持管理」の項目で、「10 点」未満の配点の場合は、評価点合計が、満点の 60%以上であった場合でも失格とする。

### ( 1 )審査員

「東大阪市慰霊塔跡地における戦没者追悼碑建立業務委託」公募型プロポーザル選定委員会の選定委員により、審査項目及び審査基準に基づき書類審査及びプレゼンテーションを踏まえて、総合的に審査を行ったうえで、1 社を選定する。

審査員は次のとおりとする。

- ア 生活支援部長
- イ 東大阪市遺族会長
- ウ 東大阪市遺族会副会長
- エ 東大阪市遺族会女性部長
- オ 生活福祉室長
- カ 生活福祉課長
- キ 人権啓発課長
- ク 公園課長
- ケ 東大阪市社会福祉協議会事務局長

(2) 審査項目及び審査基準

| 項目の分類     | 項目名       | 審査基準                                                                                 | 配点 |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 基本項目      | 実施体制      | 契約期間中に業務を完了することができるよう、また、円滑に業務を遂行できるような組織体制が確保されているか。                                | 20 |
|           |           | 同種・類似の業務実績があり、十分な能力及び経験を有する責任者、担当者等が配置されているか。                                        | 20 |
| 基本項目      | デザイン      | 戦没者及び戦災死者の冥福を祈るという、本追悼碑設置の趣旨を表現できており、また、宗教色がなく、広く市民に受け入れられるデザインとなっているか               | 20 |
| 基本項目      | 周囲との調和    | 公園内に設置する追悼碑として、周囲と調和を図ることのできるデザインとなっているか。                                            | 20 |
| 基本項目      | 安全性       | 転落、挟み込み等の事故防止や鋭利部の回避等、安全性に十分配慮したデザインとなっているか。                                         | 20 |
| 基本項目      | 耐性及び維持管理  | 風雨、温度変化、紫外線等に耐えうるものであるか。また、清掃等の維持管理が容易であるか。特に、草木等が繁茂しないよう配慮された材料選定及び維持管理方法が提案されているか。 | 20 |
| プレゼンテーション | プレゼンテーション | 説明は、専門知識のない者に対しても、わかりやすいものとなっているか。                                                   | 20 |
| プレゼンテーション | 質疑応答      | 質問の意図を正しく把握し、要点に即し、簡潔に回答しているか。                                                       | 20 |
| 価格        | 見積価格      | ※                                                                                    | 40 |

合計 200 点

※「見積価格」については、以下の式により点数の計算を行う。

$$\text{点数} = (1 - \text{提示見積価格} / \text{見積上限額}) \times 400$$

- ・点数は、40 点を上限とする。
- ・提示見積価格が、見積上限額を超過している場合は、失格とする。

※同順位の者が複数生じた場合は、価格評価点の高い者を選定業者とする。価格評価点の高いものを選定した場合にも、同順位の者がいた場合は、くじ引きによる方法で、選定業者を決定することとする。

**(注)項目の分類中、基本項目については、その内容を、提出書類の企画提案書に記載すること。記載のない場合は、当該項目については、0点として採点する。**

## 12. 審査結果

### (1) 通知日

9月2日(水)

### (2) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての事業者にもプロポーザル審査結果通知書(様式第7号)で通知する。

## 13. その他

(1) 企画提案書の作成、提出その他提案に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類に関して、実施要領等で示した内容に適合しない場合

エ 見積上限額を超過した場合

オ **11. 審査方法及び評価基準(2)審査項目及び審査基準の内、「安全性」又は「耐性及び維持管理」の得点が、「10点」未満であるとき。**

(3) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しない。

(4) 選定されなかった事業者の書類については、全て返却又は廃棄する。

(5) 提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(ただし、個人情報、法人等に関する情報は非公開とする。)となる。

## 14. 事務局

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市生活支援部生活福祉課

担当：村上

電話：06-4309-3226

FAX：06-4309-3848

Mail：[seifuku@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:seifuku@city.higashiosaka.lg.jp)